経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整　理 番　号	集R8-2	経営管理権の設定を受ける市 （乙）	（名称） 岡山市長　大森　雅夫	（所在地） 岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	岡山市北区建部町 角石谷字彦兵衛山	1914-1	83	ｲ	山林	2.2706	ヒノキ	65	2026.11.1	15年 2041.10.31	別添１参照	別添２参照	別添３参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	岡山市北区建部町 角石谷字彦兵衛山	1914-1	83	イ	山林	2.2706	ヒノキ	65					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市（乙）　　住　　所（同上）　　岡山市長　　大 森　雅 夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　　[redacted]

２　共通事項

この経営管理集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

（２）受託者の義務

乙は､自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害により被害が発生して（８）、（９）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、（９）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、（９）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事業の一部又は全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部又は一部を損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難なとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（１０）森林保険

①　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

②　天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金金額を乙に帰属させるものとする。

③　保険期間は存続期間の終期までとする。

（１１）損害の賠償
①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
（１２）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
（１３）甲の通知及び届出
①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林にいて権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
（１４）その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（Ｃ）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所　在	地番	林班	小班	地目	
岡山市北区建部町 角石谷字彦兵衛山	1914-1	83	ｲ	山林	1　森林経営 乙は、存続期間中に保育間伐事業を最大２回実施することにより、林分の健全化を図るものとする。 2　森林管理 乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 また、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があると判断された場合は、必要な措置を講ずる。 3　森林施業 乙は、施業提案書に基づいて森林施業を実施するとともに、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮するものとする。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所　在	地番	林班	小班	地目	1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 甲に支払われるべき還元額は、経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2　留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
岡山市北区建部町 角石谷字彦兵衛山	1914-1	83	ｲ	山林	

別添３　乙が甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所　在	地番	林班	小班	地目	1　時期 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 2　相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
岡山市北区建部町 角石谷字彦兵衛山	1914-1	83	ｲ	山林	

番号	面積[m2]	TSYOZAI	TCHIBAN
1	812.53	岡山市北区建部町角石谷字彦兵衛山	1914-1
2	6039.29	岡山市北区建部町角石谷字彦兵衛山	1914-1
3	16756.05	岡山市北区建部町角石谷字彦兵衛山	1914-1

1/1000

0 10m 20m 50m 100m

＜凡　例＞

地理院タイル

林地台帳地図

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平28情複、第1021号）

番号	面積[m2]	TSYOZAI	TCHIBAN
1	812.53	岡山市北区建部町角石谷字彦兵衛山	1914-1
2	6039.29	岡山市北区建部町角石谷字彦兵衛山	1914-1
3	16756.05	岡山市北区建部町角石谷字彦兵衛山	1914-1

1/1000

0 10m 20m 50m 100m

＜凡　例＞

空中写真（H30撮影）LP

林地台帳地図